

建設企業協議会協議事項

〔	日時	令和6年2月21日(水)	〕
		午前10時	
	場所	第四委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 新大橋整備工事（その8）請負の一部変更契約の締結について
- 2 新大橋整備工事（その9）請負の一部変更契約の締結について
- 3 八戸市営住宅条例の一部改正（案）の概要について
- 4 市営住宅用地の一部売却について
- 5 八戸都市計画事業売市第二土地区画整理事業施行規程の廃止（案）
について
- 6 八戸市都市公園条例の一部改正（案）の概要について
- 7 八戸公園こどもの国「子ども交流館」ネーミングライツ・スポン
サーの決定について
- 8 八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一
部改正（案）の概要について

新大橋整備工事（その8）請負の一部変更契約の締結について

1. 工 事 名 新大橋整備工事（その8）

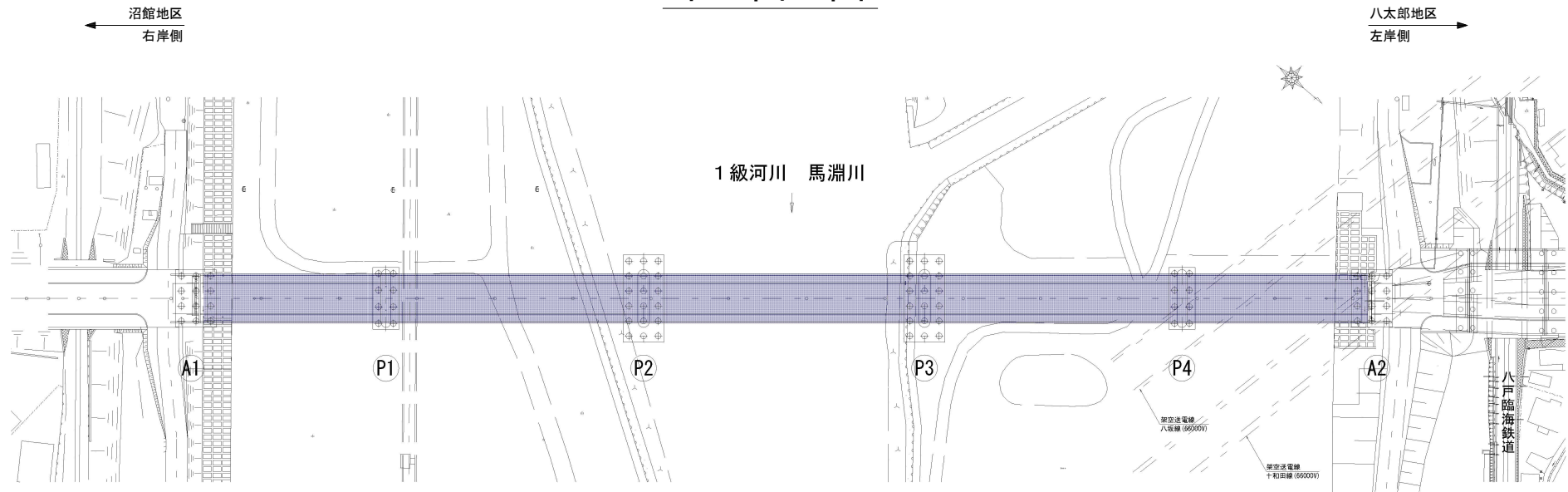
2. 契 約 者 北日本機械・穂積特定建設工事共同企業体
代表者 北日本機械株式会社
代表取締役社長 岡田 泰三

3. 契 約 額	変 更 前	¥1,191,674,000 円
	変 更 後	¥1,389,817,000 円
	増 額	¥198,143,000 円 (16.6%)

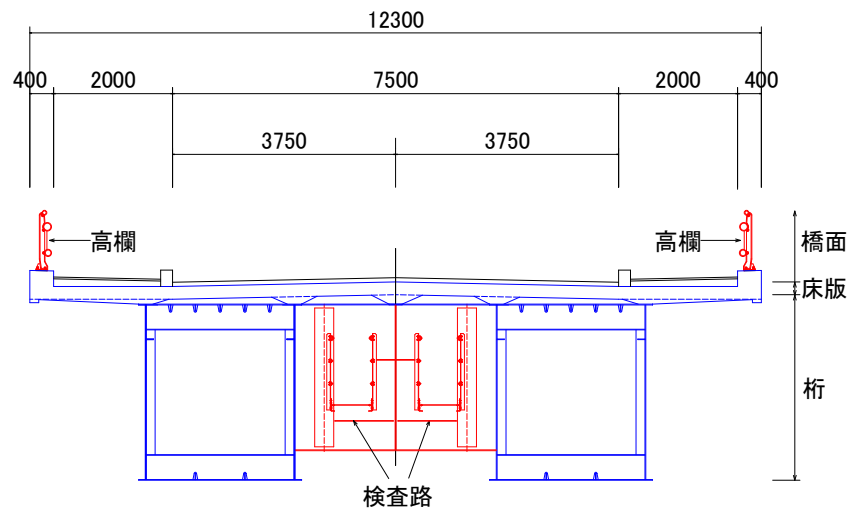
4. 主 な 変 更 理 由

- ・事業の進捗を図るため、橋梁等の点検や維持管理に使用する検査路及び道路附属施設の高欄、落下物防止柵、道路照明灯を設置することによる増額

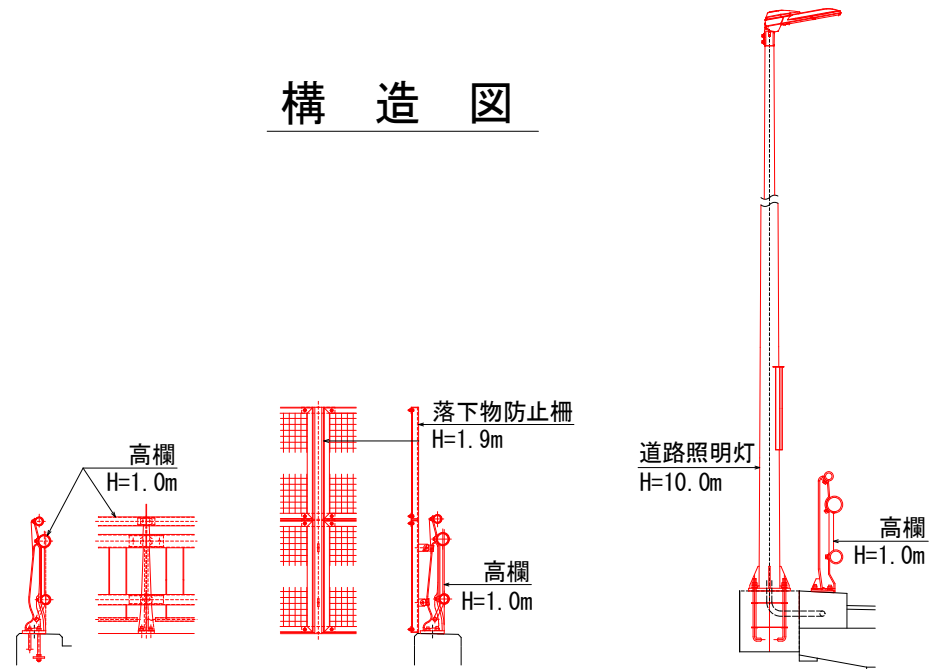
平面图



断面図



構造図



新大橋整備工事（その9）請負の一部変更契約の締結について

1. 工 事 名 新大橋整備工事（その9）

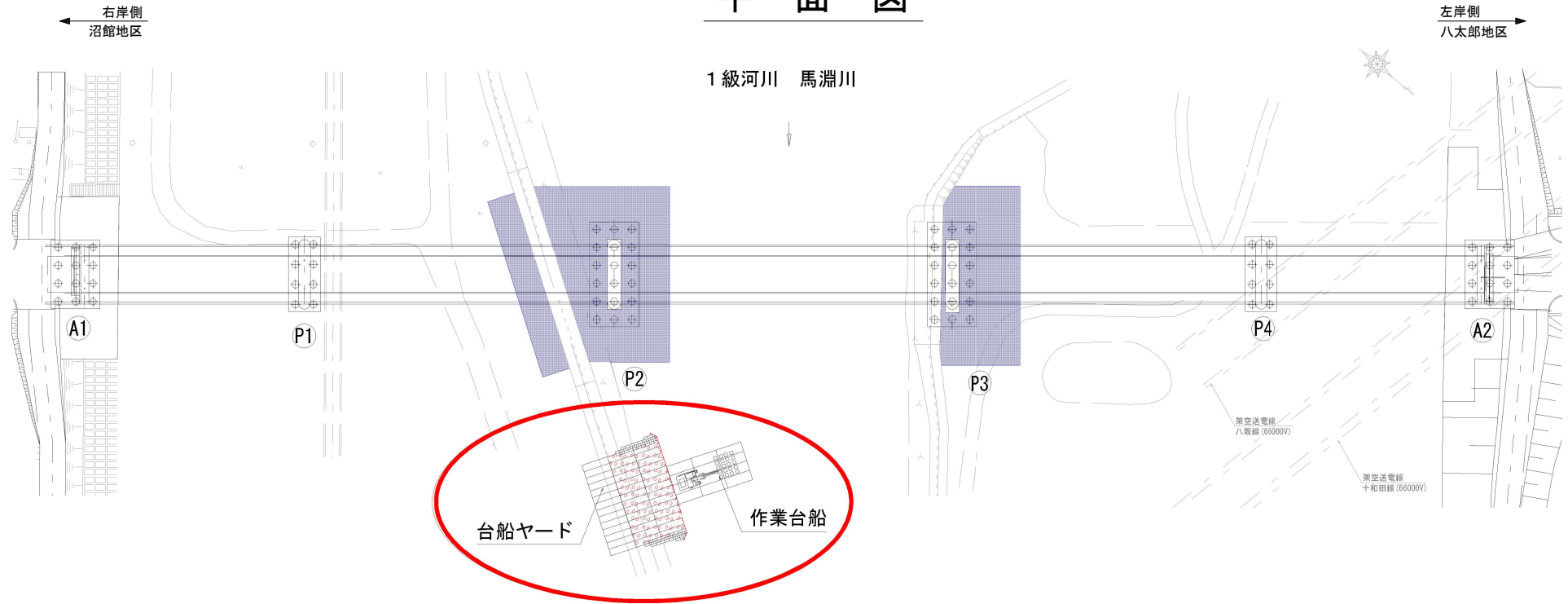
2. 契 約 者 穂積建設工業株式会社
代表取締役 石亀 晶丈

3. 契 約 額	変 更 前	¥242,304,700 円	
	変 更 後	¥299,310,000 円	
	増 額	¥57,005,300 円	(23.5%)

4. 主な変更理由

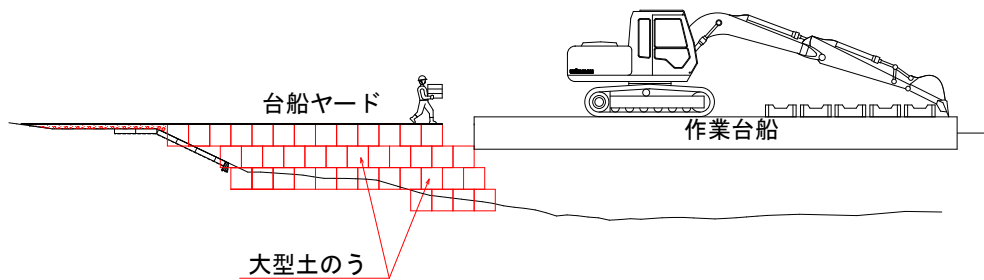
- ・ P 2 橋脚周りのコンクリートブロック設置において、作業の効率化を図り施工期間を短縮するため、台船ヤード前面の締切構造をH形鋼と鉄板及びヤード内を大型土のうから碎石に変更することによる増額

平面図

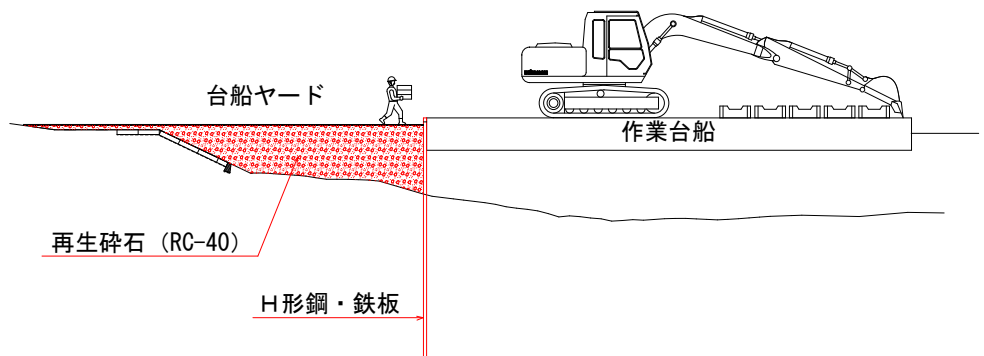


断面図

【変更前】



【変更後】



八戸市営住宅条例の一部改正（案）の概要について

1 改正理由

岬台団地市営住宅の公共下水道への切り替えに伴い、汚水処理施設の徴収を廃止するものである。

2 改正内容

条例第 25 条第 1 項中「、岬台団地」を削る。

改 正 案	現 行
第 25 条 市長は、松園町団地、八重坂団地、石手洗団地、白銀台団地及び松野団地の入居者から汚水処理費を徴収する。	第 25 条 市長は、松園町団地、 <u>岬台団地</u> 、八重坂団地、石手洗団地、白銀台団地及び松野団地の入居者から汚水処理費を徴収する。

3 施行期日

令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

市営住宅用地の一部売却について

1 物件概要

- ・場 所 是川一丁目 2 番 4
- ・地 目 宅地
- ・面 積 1,303.47 m²
- ・用途地域 第一種低層住居専用地域

2 契約相手方

株式会社マエダ（代表取締役 前田恵三）

3 契約締結日

令和 6 年 2 月 16 日

4 契約金額（売買代金）

18,370,000 円 （最低売却価格 16,700,000 円）

5 今後の手続き

- ・所有権の移転登記を市で手続き
- ・移転手続き完了と同時に土地を引き渡す

八戸都市計画事業売市第二土地区画整理事業施行規程の廃止（案）について

1 廃止する施行規程

八戸都市計画事業売市第二土地区画整理事業施行規程(昭和 57 年 6 月 25 日条例第 38 号)

2 廃止の理由

八戸都市計画事業売市第二土地区画整理事業の事業終了に伴い、土地区画整理法第 53 条に規定する施行規程を廃止するものである。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

八戸市都市公園条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

類家中央7号公園を都市公園として設置することに伴い、当該公園を条例に規定するためのものである。

2 改正の内容

「類家中央7号公園」を条例別表第1の4「近隣公園」に追加する。

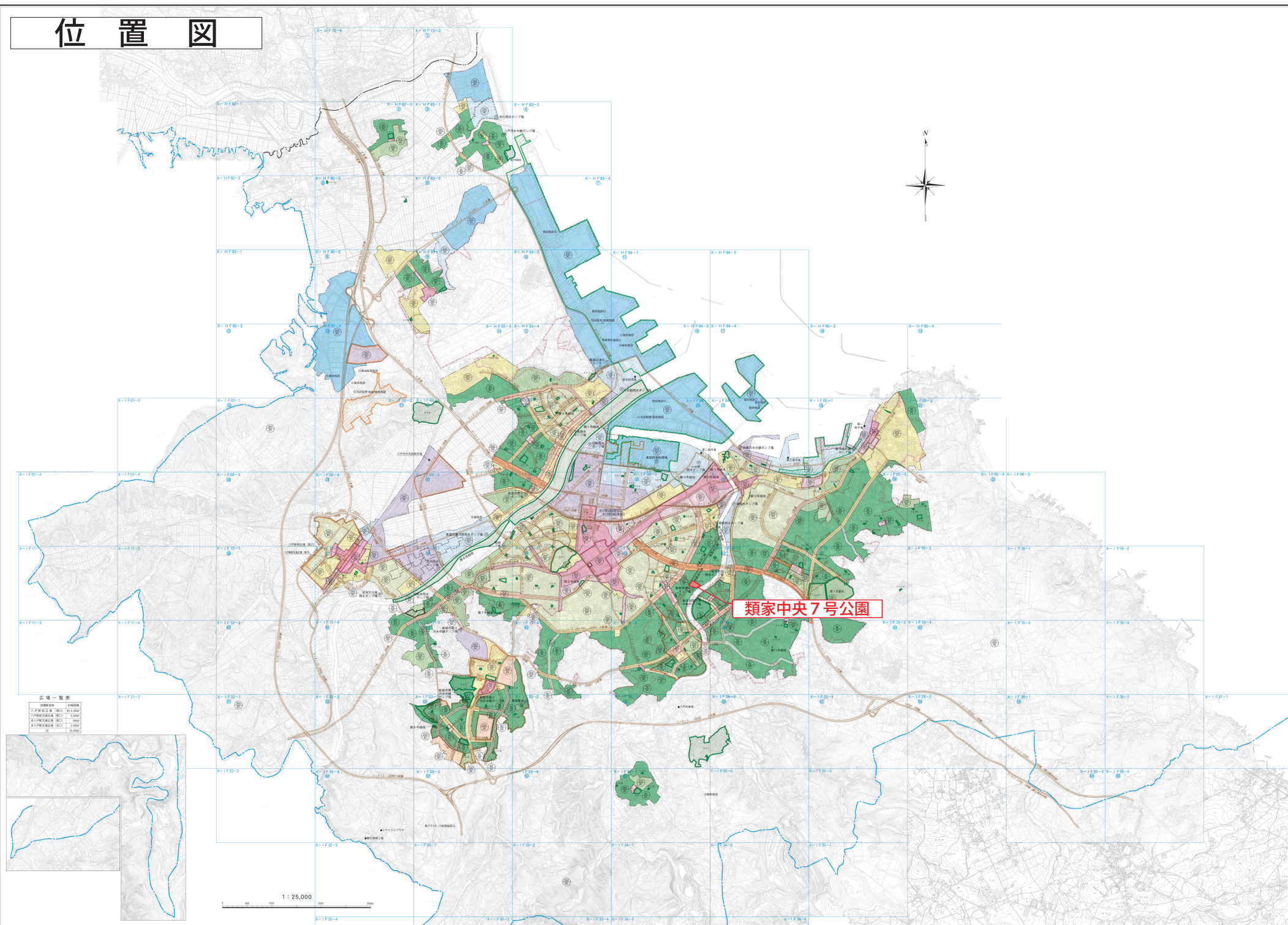
＜公園の概要＞

名称	位置	面積
類家中央7号公園	八戸市類家五丁目30番地及び69番地	2.20ha

3 施行期日

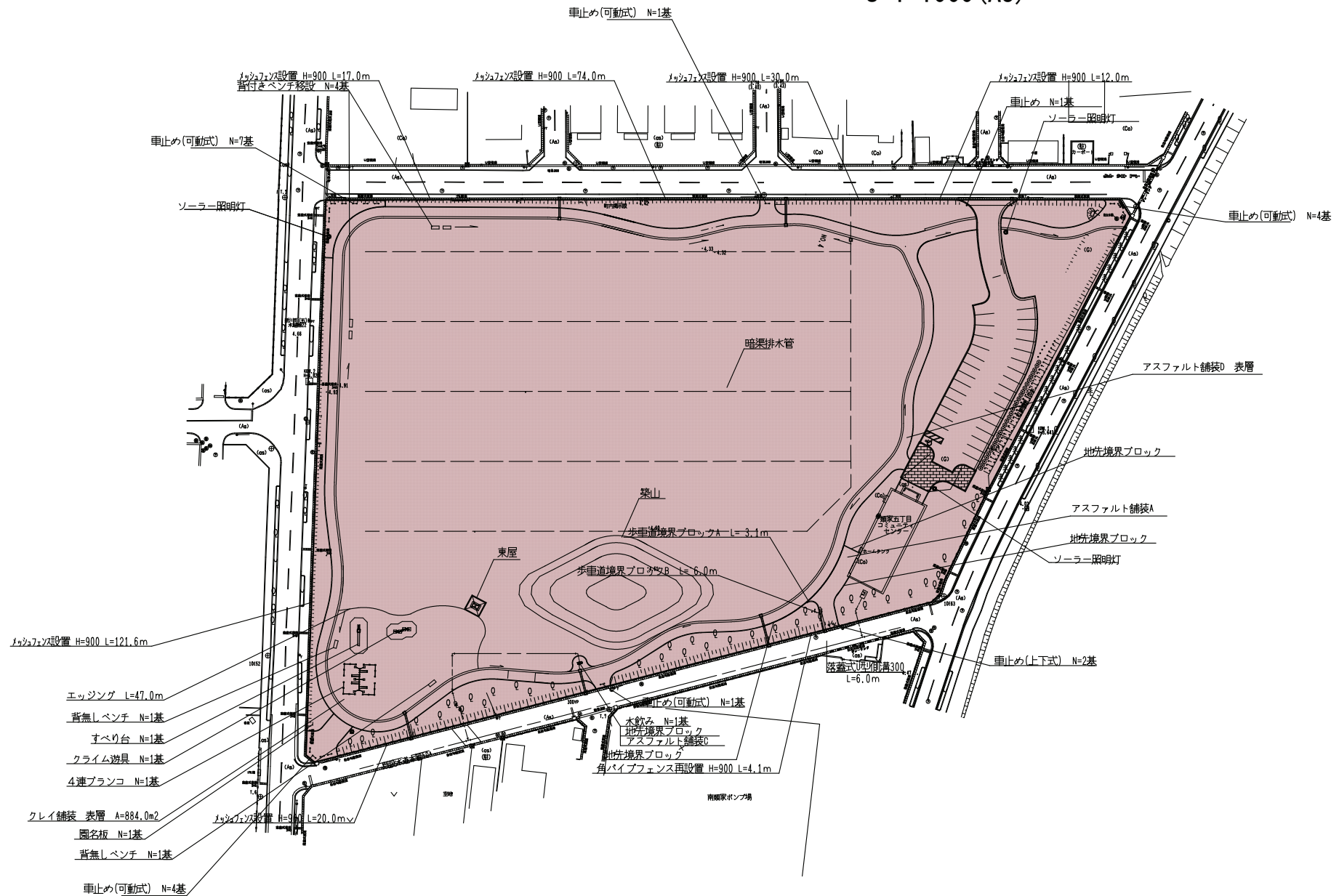
令和6年4月1日から施行する。

位置図



類家中央7号公園 平面図

S=1:1000 (A3)



0 50m

八戸公園こどもの国「子ども交流館」ネーミングライツ・スポンサーの決定について

八戸公園こどもの国「子ども交流館」のネーミングライツ・スポンサーについて公募を行った結果、1法人から応募があり、八戸公園こどもの国「子ども交流館」ネーミングライツ・スポンサー選定委員会での審査を経て、下記のとおりスポンサーを決定しました。

1 対象施設

八戸公園こどもの国「子ども交流館」

2 ネーミングライツ・スポンサー

三八五流通株式会社

3 特定呼称

三八五・こども館

4 ネーミングライツ料

年額 50 万円（消費税及び地方消費税含む）

5 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

6 今後のスケジュール

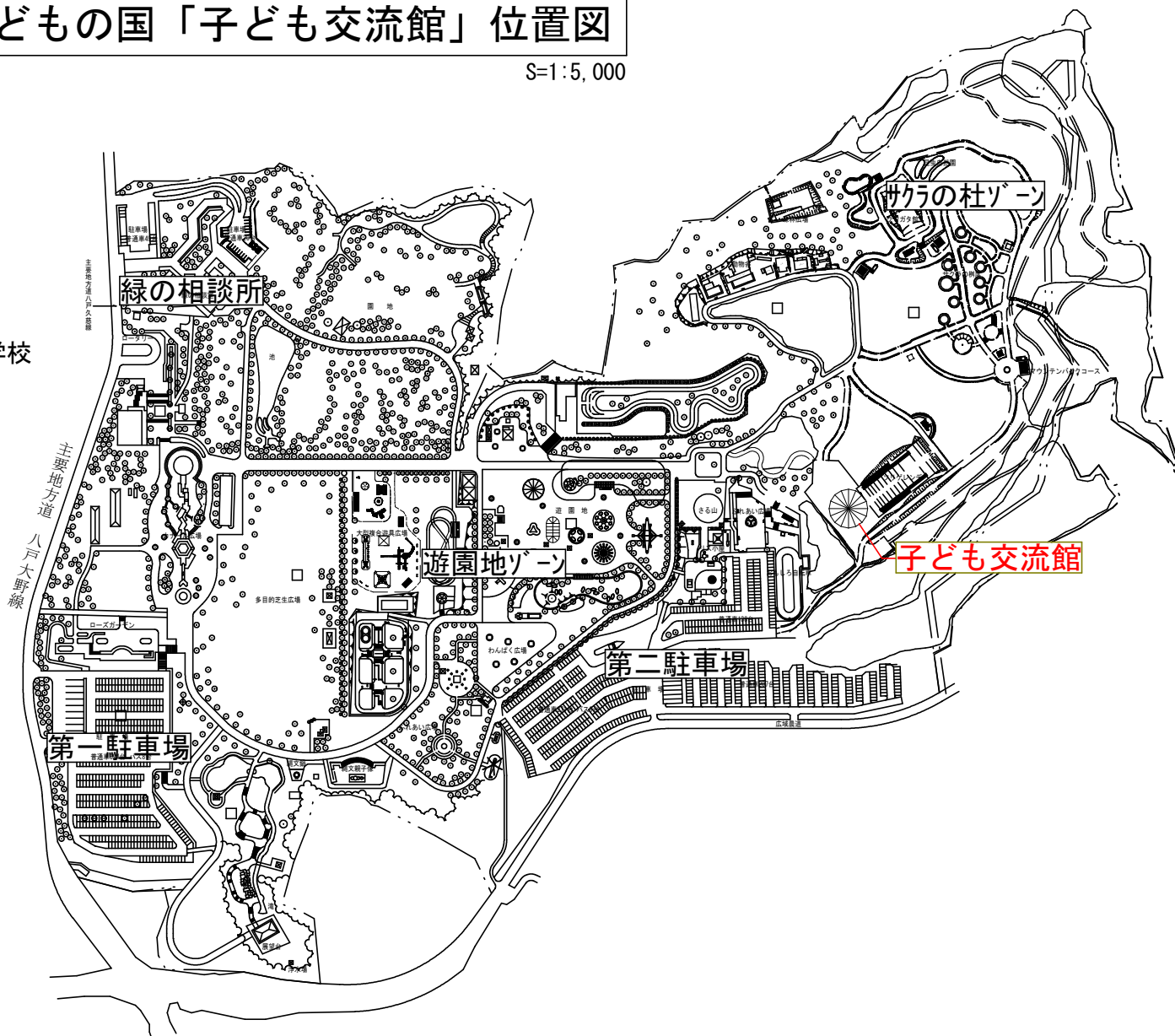
2月下旬	三八五流通株式会社と契約締結
4月1日(月)	特定呼称使用開始

八戸公園こどもの国「子ども交流館」位置図

S=1:5,000



八戸商業高等学校



施設の概要

1. 名 称 八戸公園こどもの国「子ども交流館」
2. 所在地 青森県八戸市大字松館字籠田地内
3. 施設概要 竣 工：平成23年 1 月31日
開 館：平成23年 4 月29日
構 造：木造平屋建て、屋根（シート膜）
建築面積 約500㎡、延床面積 約500㎡
付帯施設：大型ネット遊具、多目的スペース、トイレ、事務室など
利用期間：通年
利用時間：午前 9 時から午後 4 時45分まで
（市内小・中学校の夏休み期間中の土曜日及び日曜日は午後 5 時45分まで）
休 園 日：毎週月曜日（月曜日が祝日又は振替休日のときはその翌日）
年末年始（12月29日から 1 月 3 日まで）
4. 年間利用者数：約4,700人（令和 4 年実績）



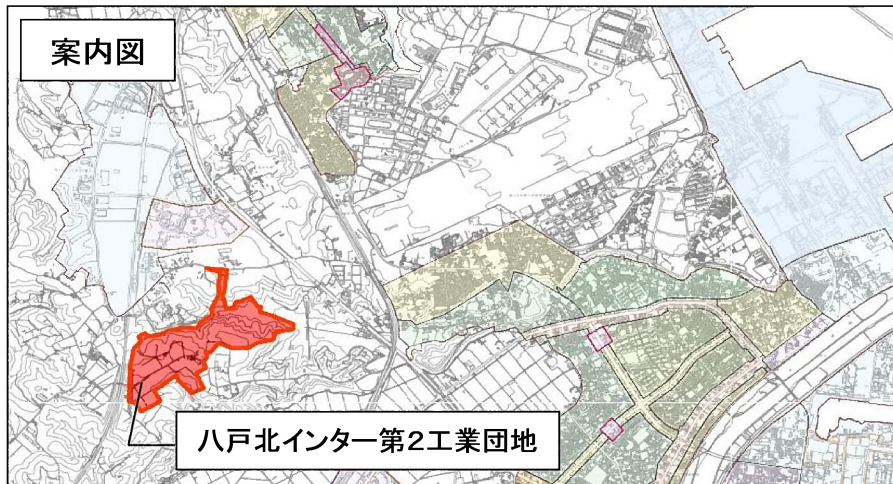
八戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部改正(案)の概要について

1. 改正理由

八戸北インター第2工業団地の整備の進捗に伴い、建築基準法第68条の2第1項(※1)の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の用途及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(※1)建築基準法第68条の2 市町村の条例に基づく制限

市町村は、地区計画等の区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。



2. 改正の主な内容

当該団地は、新たな産業拠点となる工業団地整備を目的としているため、当該条例で定められた適用区域に八戸北インター第2工業団地地区整備計画区域を追加し、建築してはならない建築物の用途並びに壁面の位置に関する制限の規定を定める。

○八戸北インター第2工業団地地区計画 令和元年11月25日八戸市告示第445号(抜粋)

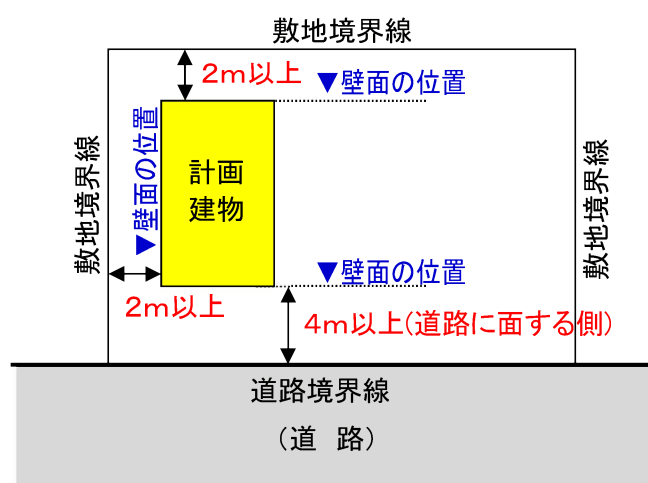
建築物 の用途 の制限	当地区においては、次に掲げる建築物及びこれに類するものは建築してはならない。 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(を)項に掲げる建築物 (例) ホテル、旅館、病院、劇場、映画館等 (2) 住宅、共同住宅、寄宿舍、又は下宿 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
-------------------	--

以下 次ページに続く

前ページに続く

建築物の用途の制限	(4) 老人ホーム、保育所（就業者のために建築物の附帯施設として設置されるものを除く。）、福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第一号に該当する営業に係るものを除く。） (6) 診療所 (7) 店舗、飲食店その他これらに類するもの (8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (10) 自動車教習所 (11) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの (12) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの (13) カラオケボックスその他これに類するもの (14) 図書館、博物館その他これらに類するもの (15) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、2メートル（道路に面する側にあつては4メートル）以上であること。

○建築物の壁面の位置の制限＜参考図＞



3. 施行年月日

令和6年4月1日